

答 申 第 203号
平成20年12月10日

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成20年12月10日付神企情第3232号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「PC統合管理システム」登録パーソナルコンピュータでの
事務処理用ソフトウェアの使用について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

別紙 個人情報電子計算機処理することについて
(条例第11条第1項)

個人情報電子計算機処理することについて
(第11条第1項)

	類 型	理 由
2	<p>(PC統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用)</p> <p>PC統合管理システムに登録され管理されているパーソナルコンピュータに標準装備されている市販の文書作成、表計算又はデータベース管理用のソフトウェアを使用して、職員が他の職員とは電磁的記録を共有せずに単独で行う個人情報の電子計算機処理</p>	<p>PC統合管理システムに登録され管理されているパーソナルコンピュータは個人情報保護等のための機能を備えており、運用上も適正に管理されている。PC統合管理システムに登録されたパーソナルコンピュータを使用する場合に限っては、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保したうえで事務処理の効率化を図ることが可能であるため。</p>

〈備考〉 類型に該当して電子計算機処理する個人情報は、必要最小限とする。